様式１

事業報告書

医療法人整理番号			30070	
報告期間	自		令和6年4月1日	
	至		令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		社会医療法人同仁会	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	下松市	
		町名・番地	生野屋南一丁目10番1号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和32年11月20日	
	(4) 設立登記年月日		昭和32年11月28日	
	(5) 理事長の氏名	姓	中元	
		名	賢武	
	役員及び評議員の人数		13	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

30070

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
山口県	下松市	生野屋南一丁目10番１号	

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	中元	賢武	
理事	橋本	雅徳	
理事	橋谷田	博	周南記念病院管理者
理事	河本	定洋	
理事	森繁	哲也	
理事	竹重	正崇	
理事	杉山	洋子	
理事	岡	貴之	
理事	河村	裕子	
理事	堤	要介	
理事	吉田	一也	介護老人保健施設ふくしの里管理者
監事	藤中	秀幸	
監事	池田	幸二	

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務
（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数 一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	周南記念病院		3510710282	山口県下松市生野屋南一丁目10番１号	200	50					

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務
（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	ふくしの里		3550780013	山口県下松市生野屋南一丁目10番１号	70	24

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーション下松・きらら		山口県下松市生野屋南一丁目10番１号	
居宅介護支援事業所　きらら		山口県下松市生野屋南一丁目10番１号	
障害福祉サービス事業		山口県下松市生野屋南一丁目10番１号	

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	山口県周南市平和通１丁目８番、９番	
駐車場業	山口県下松市中央町343番140.343番168.1490番4	

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年6月21日	令和5年度決算の承認
令和6年6月21日	社会医療法人認定要件の承認
令和6年6月21日	役員報酬決定の承認
令和6年6月21日	社員入退社の承認
令和7年3月27日	令和7年度の事業計画及び収支予算の承認
令和7年3月27日	令和7年度の借入金額の最高限度額の承認
令和7年3月27日	社員入退社の承認

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第三号

法人名　社会医療法人同仁会
所在地　山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

※医療法人整理番号	30070

財　産　目　録

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

1．資　産　額		5,872,027 千円
2．負　債　額		3,296,666 千円
3．純　資　産　額		2,575,361 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		2,295,035
B 固定資産		3,576,992
C 資産合計	（A＋B）	5,872,027
D 負債合計		3,296,666
E 純資産	（C－D）	2,575,361

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式第二号

法人名　社会医療法人同仁会
所在地　山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

医療法人整理番号	30070

損　益　計　算　書

自　令和6年4月1日　至　令和7年3月31日

（単位：千円）

科目		金額
Ⅰ　事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,818,552
2 事業費用		
(1) 事業費	4,870,380	
(2) 本部費	0	4,870,380
本来業務事業損失		51,828
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		33,212
2 事業費用		36,263
附帯業務事業損失		3,051
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		77,397
2 事業費用		36,850
収益業務事業利益		40,547
事業損失		14,332
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	4,438	
その他の事業外収益	28,575	33,013
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	7,210	
その他の事業外費用	5,052	12,262
経常利益		6,419
Ⅳ　特別利益		
その他の特別利益	12,308	
		12,308
Ⅴ　特別損失		
固定資産売却損	400	
その他の特別損失	70,646	71,046
税引前当期純損失		52,319
法人税・住民税及び事業税	4,979	
法人税等調整額	0	4,979
当期純損失		57,298

（注）1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第一号

法人名　社会医療法人同仁会
所在地　山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

※医療法人整理番号 30070

貸借対照表

令和7年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	2,295,035	Ⅰ 流動負債	1,255,665
現金及び預金	1,453,190	買掛金	274,533
事業未収金	781,833	短期借入金	450,600
たな卸資産	48,802	その他の流動負債	125,760
その他の流動資産	11,209	未払金	65,331
前渡金		未払費用	152,549
前払費用		未払法人税等	4,979
その他の流動資産		未払消費税等	5,838
		預り金	49,028
		前受収益	120
		賞与引当金	126,929
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ 固定資産	3,576,992		
1 有形固定資産	2,801,019	Ⅱ 固定負債	2,041,001
建物	1,350,380	長期借入金	1,308,730
構築物	96,689	退職給付引当金	422,020
医療用器械備品	112,382	その他の固定負債	310,251
その他の器械備品	26,558	その他引当金	
車両及び船舶	0	その他の固定負債	
土地	1,079,837		
その他の有形固定資産	135,172		
その他の有形固定資産			
		負債合計	3,296,666
		純資産の部	
2 無形固定資産	16,173	科目	金額
ソフトウェア	15,044	Ⅰ 基金	
その他の無形固定資産	1,130		
その他の無形固定資産		Ⅱ 積立金	2,575,361
		繰越利益積立金	1,638,863
3 その他の資産	759,800	その他積立金	936,498
長期前払費用	4,440	その他積立金	
有価証券	134,263		
その他の固定資産	621,097		
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,575,361
資産合計	5,872,027	負債・純資産合計	5,872,027

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

社会医療法人同仁会
理事長　中元　賢武　　殿

私（注１）は、社会医療法人同仁会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年６月９日
社会医療法人同仁会
監事　藤中　秀幸
監事　池田　幸二

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。